|  |
| --- |
|  |
| **集団指導（居宅介護事業所）** |
|  |
| 令和７年４月 |
| 板橋区福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係 |
|  |

**１　指導検査について**

（１）指導検査の目的

　　事業所の運営にあたり、指定基準等に適合しているか確認し、必要に応じて助言、指導、是正の措置を行うことにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

（２）指導の形態

①集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により、必要な指導を行います。

②実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設を訪問し、関係者との面談方式で行い、関係書類を閲覧します。

（３）実地指導の実施方法

　　実地指導を行う場合は実施通知を送付し、検査日時、検査書類等をお知らせします。（事前に提出していただく書類と、当日用意していただく書類があります）

　　検査当日は関係者との面談、諸記録等の閲覧を行い、改善が必要な項目について講評を行います。

　　後日結果通知を送付し、文書による改善の指摘を行った場合は、結果通知後30日以内に改善報告書の提出を求めます。

　※指摘方法

　　・文書指摘：後日、文書により指導項目を通知し、改善について報告を求める

　　・口頭指導：当日、口頭で改善を求める

（４）監査について

　　サービスの内容が不当である場合又は介護給付費等の請求に不正が疑われる、実地指導の指摘事項に改善がみられない等、事業所の運営に支障が生じていることが疑われる場合に、事実確認を行い、公正かつ的確な措置を行うために実施します。

　　基準違反等の事実が確認された場合、勧告、命令されることがあります。

（５）基準条例・報酬算定の根拠法令

①事業所運営のための基準

→東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

（都条例第155号）

②報酬算定の根拠法令

報酬告示

→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

留意事項

→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の

制定に伴う実施上の留意事項について

**２　実地指導における指摘事例について**

1. 重要事項説明書・契約書・受給者証について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 利用者から受領する費用の説明が不十分である。また、利用料の変更等に際し契約書や重要事項説明書の更新をしていない。 | 費用の説明は、基本の報酬単位、各種加算、自己負担額の目安について、記載が必要です。また、利用料金の支払い方法についても記載を行ってください。（重要事項説明書）　また、制度改正等により利用料の変更等が生じた場合は、契約書（契約書別紙）を更新してください。 |
| 利用者本人の署名等がない。 | 重要事項説明書には、利用者本人の署名等が必要です。利用者本人の署名等を得にくい場合には、署名代理人欄を設け、本人の同意を得ている家族や法定代理人から署名を受けてください。 |
| 受給者証の更新時に、最新の受給者証により、支給決定の内容（有効期間、支給量、障害支援区分、月額負担上限額）を確認していない。 | 受給者証が更新された場合は、最新の支給決定内容を確認し、再度必要事項を記載してください。また、随時、確認できるよう、受給者証の写しを保管してください。 |

1. 運営基準等について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| サービス提供の記録について月末に一括して確認を得ている。 | サービス提供に係る適切な手続きを確保する観点から、サ―ビス提供記録に記載した際に、その都度、利用者から確認を受けてください。また、サービス提供時点での利用者の状況、サービス内容の把握ができるよう、実際にサービスを提供した職員が記録してください。 |
| 従業者の研修の内容が不十分である。 | 研修内容として、直接支援業務に関わる技術的な指導のほか、サービス提供記録の書き方、感染症予防対策、苦情・事故発生時の対応方法、また、障がい者虐待防止に関する研修など、様々な視点で実施してください。一部従業者だけでなく、全従業者が参加できるよう工夫してください。 |
| 勤務体制の確保について、従業者の雇用契約書が作成されていない。また、勤務表が作成されていない。 | 従業者に対し、労働条件等を正確に記載した雇用契約書を作成してください。また、月ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等がわかるような勤務表を作成し、勤務体制を明確にしてください。 |

1. 利用者負担の受領について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 法定代理受領により支給を受けた介護給付費等の額について、利用者に通知していない | 法定代理受領（国保連合会を通して、利用者援護地から給付費の支給を受けること）により支給を受けた場合は、介護給付費を受領した後（額の確定後）、利用者に対してその額を通知してください。 |

1. 居宅介護計画の作成

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| サービス提供責任者が、居宅介護計画に係る業務（作成、内容の説明等）を行っていない | サービス提供責任者は、その責務として居宅介護計画の作成に係る一連の業務を行ってください。また、内容の説明の際に、利用者本人及びその家族から文書により同意を得てください。 |
| やむを得ず身体拘束を行う場合に、居宅介護計画にその旨を記載していない | 障害者総合支援法上、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない、とされています。やむを得ず身体拘束を行う場合には、事業所内で検討し居宅介護計画に詳細（身体拘束を行う条件、理由）を記載し、その態様等を記録し、利用者本人や家族に十分に説明し、了承を得てください。また、行う身体拘束について、身体拘束にあたるか否か、やむを得ず身体拘束を行う要件を満たしているか等を身体拘束適正化委員会を設置し定期的に開催するなど適宜確認するようにしてください。 |

1. 報酬関係について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 事業所の情報について、障害福祉サービス等情報公表システムに公表していない。 | 令和７年度以降、障害福祉サービス等情報公表システムに事業所情報を未公表の場合は、情報公表未報告減算となります。 |
| 障がい者虐待の防止、身体拘束の適正化、また業務継続に向けた感染症や災害時への対応などに対する指針や取り組みが行なわれていない。 | 令和６年度より、虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算など、それぞれ、取り組みを進めていない場合は、減算対象となります。それぞれの規程に合わせた指針や取り組みを確実に実施してください。また、研修を実施した場合は、会議録を作成するとともに、従業者全員に周知してください。 |

1. 研修について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 研修の機会を計画的に確保していない | 事業所は従業者の資質向上のため、研修を行わなければならないとされています。研修を年度当初に計画し、実施してください。また、一部の従業者だけでなく、すべての従業者が参加できるよう、研修を数回に分けて実施する等の工夫を行ってください。研修の内容としては、介護技術のほか、虐待防止、人権擁護、苦情・事故対応等があげられます。 |
| 研修の記録が未整備 | 研修は行っていても、その記録がない場合があります。研修を行った後に、研修内容、参加者等がわかる記録をつけるようにしてください。 |

３　その他

WAMNETについて

昨年の報酬改定により、事業所情報の登録が必須となっております。

【WAMNETのURL】

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

　【WAMNETの操作方法やID・パスワードの確認等について】

WAMNETヘルプデスク

03-3438-0250

指導検査実施方針について

　　　東京都福祉局は、指導検査に係る実施方針を定めております。その方針は

インターネット上に掲載されておりますので、指導検査の意義を再確認する際に

ご活用ください。

　　【東京都福祉局ＵＲＬ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/sidoukijyun.html>

　参考様式について

東京都福祉局が管理している、「東京都障害者サービス情報」に、法定代理受領通知、

居宅介護計画、サービス提供記録等の参考様式が掲載されています。

以下のURLは参考様式が掲載されているページの直リンクになっておりますので、

必要な方はこちらをご活用ください。

【東京都障害者サービス情報】

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=053-003>

　　※今後、新年度の様式がアップロードされる可能性もございますので、随時ご確認ください。